

令和7年2月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

庄原市長

市町村名 (市町村コード)	庄原市 (34210)
地域名 (地域内農業集落名)	東 (三日市上、三日市中、三日市下、栄町、寺町、北後迫、戸郷、隠地、国兼、林正、熊野、南後迫、吉井、中組、大深、上元組、下元組、金信、八幡、蜂原、旭区、中原、七塚原、諏訪、倉組、森谷、下組、田原上、田原下、市中組、市下組、市上組、多穂の市、金佐谷、掛田上、掛田下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 1月15日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

東地域は国営公園が立地する市の南西部に位置し、農用地は国兼川や西城川沿いの平地部と、山沿いの傾斜地に広がっている。

水稻栽培が盛んな地域で、その他では、主な品目として飼料作物や産直市等へ出荷する園芸作物(広島菜等)を栽培している。

地域を構成する大半の集落では、協定を締結し、中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業に取り組み、農業生産や農地の維持保全活動を行っている。

耕作にあたっては、認定農業者や農業法人等の担い手が、それぞれの経営規模に応じて農地集積を行っているが、一方でオペレーターなどの人員確保に苦慮している状況もある。

また、地域内の農業者の減少や高齢化の進行、イノシシやシカなどの鳥獣被害、豪雨災害の多発などが、農業者の継続した営農意欲の低下に大きな影響を及ぼしている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、飼料作物や市の振興作物の生産も推進する。

耕作者が離農する農地については、認定農業者や農業法人、集落協定に取り組む農業者など、多様な担い手への集積を進めるとともに、地域外からの担い手の呼び込みも検討し、農業生産の維持、農地の保全に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	437.43 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	437.43 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
経営規模の縮小や離農を検討する農家があった場合は、農業委員や農地利用最適化推進委員と協力し、担い手や拡大意向のある農業者への農地の集積、集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
目標地図に基づき、農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域や農業者の意向を踏まえ、必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、県や市、農業委員会やJAなどの関係機関と連携し、相談から定着まで継続した支援に取り組み、担い手として育成する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化が期待できる作業については、業者委託も検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣害被害の拡大を予防するため、防止柵等を設置及び適切な点検・管理を行うとともに、活動範囲が拡大しないよう、荒廃農地の抑制に取り組む。

③スマート農業などの新しい技術を活用し、作業効率の向上や省力化を図る。

⑦中山間地域直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業に継続して取り組み、集落内の農地の保全や農業用施設(水路・農道)の維持管理を行う。